

京都市黒田トレーニングホール条例施行規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第156号

京都市黒田トレーニングホール条例施行規則

(使用許可の申請)

第1条 京都市黒田トレーニングホール条例（以下「条例」という。）第4条の規定により使用の許可を受けようとするものは、京都市黒田トレーニングホール使用許可申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(受付期間)

第2条 前条の規定による申請は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の前月の初日から受け付けるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第3条 市長は、第1条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る使用を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。

(使用料)

第4条 条例別表第1に掲げる付属設備の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の還付)

第5条 条例第7条ただし書の規定により使用料を還付する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 管理上の都合により使用の許可を取り消した場合
- (2) 災害その他の不可抗力により使用することができなくなった場合
- (3) 使用日の7日前までに使用を取りやめる旨の申出があり、市長が相当の理由が

あると認める場合

(使用料の減免)

第6条 条例第8条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(特別の設備)

第7条 条例第9条第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとするものは、当該設備に係る設計書、仕様書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

別表（第4条関係）

区 分		単 位	使 用 料
卓	球 台	1台につき1時間	200 ^円
支柱及びネット	バドミントン用	1組につき1時間	200
	バレーボール用		400

別記様式（第1条関係）

京都市黒田トレーニングホール使用許可申請書

(あて先)京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（団体にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー

京都市黒田トレーニングホール条例第4条の規定により使用の許可を申請します。

使用 する 日 時	年 月 日 (曜日) 時から 時まで			
使用する付属設備	種 類	数 量	種 類	数 量
特別の設備の有無	<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無	
使 用 の 目 的				

注 該当するには、レ印を記入してください。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)